平成 22 年度 大学機関別認証評価評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、青森大学については、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満た しているか否かの判断を保留する。

【条件】

平成 23(2011)年 4 月 1 日から平成 26(2014)年 3 月 31 日の期間で「基準 7」「基準 8」について再評価を申請すること。

Ⅱ 総評

大学の基本理念及び使命・目的は、大学の開設に際しては文章化されておらず、確定・明文化は遅れたものの、その後現状に即したものとして制定されている。

大学を構成する 4 学部 (5 学科) と大学院は、教育研究の基本的な組織として適切な規模で構成・運営されている。教学の意思決定は「部長会」で行われるとともに、各種委員会により組織的な統一がなされている。

教育課程には、大学の基本理念にある「青森の豊かな自然」を生かした自然と触れる体験学習を含む内容が盛込まれている。また、少人数教育、習熟度別クラス編制教育などによるきめ細かな学習支援がなされ、「就職支援室」や「留学生支援局」なども設置されるなど、学生への支援・サービスも適切に実施されている。

特に、携帯電話を利用した授業の出席、履修登録、授業評価アンケートの集計を行う管理システムが構築され、授業アンケートで回答率の極端に低い科目が見受けられるなど改善の余地はあるものの、全体として授業改善と事務の負担軽減に効果をあげている。

教員は多少高齢化の傾向はあるが、設置基準に規定されている学部・学科及び大学院に必要な専任教員数と教授数は満たしている。事務組織についても、それぞれの業務を円滑に行うための専門的能力と適性を有する人材が適切に配置されており、特に学内行事への職員の支援協力は教員からの評価も高い。一方で、教職員の研修のための組織的な取組みが期待される。

校地、校舎面積は設置基準を上回っており、IT 関連施設を含め、教育目的を達成するために必要な各種施設やシステムが整備され、かつ、有効に活用されている。しかし、建物のバリアフリー化及び老朽化した建物に対する耐震検査や耐震工事については十分とはいえず、できるだけ早期に拡充することが望まれる。

社会人を対象とした「青森大学自然学校」をはじめ、「生涯学習講座(青森大学オープンカレッジ)」などの開設、更には地元団体・企業と連携した「青森デジタルアーカイブ」など、教育研究上の資源の提供による社会との連携は高い評価を受けている。

倫理規程、危機管理規程などは、学部によっては整備されているものの、社会的な機関としての全学的な組織倫理規程類の整備と運用が急がれる。特に、地震や火災の避難訓練の早急な実施が望まれる。

大学の管理運営では、管理部門と教学部門との実質的な連携機関である学長主宰の「部

長会」が開催され、理事長も出席するなど、理事者側と教学側の意思疎通が図られている。

一方で、財産管理、予算執行など重要事項の審議に関して、理事会は寄附行為に基づき適切に運営されているとはいえず、監事もその職責を果たしているとは認められない。また、会計処理についても適正とはいえない。更に、大学の入学定員が過去5年間充足されていない状態が続いており、財政面からも学生確保のための具体的な改善策の策定と実行が必要である。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準1を満たしている。

【判定理由】

大学の基本理念は、大学の開設に際しては文章化はなされておらず、その後、学部が次々に開設され総合大学へと発展するに従って理念も順次変更されてきたため、基本理念の確定・明文化は遅れ、現行の基本理念は平成 21(2009)年に決定された。大学ホームページ、「青森大学学生生活ガイド」「青森大学案内(2011)」及び学内掲示により学内外に公表されているものの、基本理念制定から間もないこともあり、その定着と学内外への周知は必ずしも十分とはいえない状況である。今後とも、更に積極的に周知と定着を図るよう努力することを期待する。

大学の使命・目的についても、学則に記載されてはいるものの、学内外に十分周知されているとはいえない。ホームページや各種パンフレットなどにおいて、各学部・学科の教育目標などと連携のとれた記載をすることにより、学内外に一層の周知が図られることを期待する。

一方で、現在の大学の基本理念及び大学の使命・目的は現状に即しており、また決定までの過程における学内検討などにおいて関係者の意識は高まり、学内外に徐々に周知され、 定着しつつある。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準2を満たしている。

【判定理由】

大学は建学の精神と基本理念の目的・使命を達成するため 4 学部(「経営学部・経営学科」「社会学部・社会学科・社会福祉学科」「ソフトウェア情報学部・ソフトウェア情報学科」「薬学部・薬学科」) と 1 研究科(「環境科学研究科」)「附属総合研究所」などを設置している。それらは教育研究の基本的な組織として適切な規模で構成・運営されている。

そして、各組織がそれぞれの教育目的を達成するため相互に適切な関連性を保ちつつ、機能している。

教養教育については、各学部に教務委員会が設置され問題解決に当たっているが、各学部に共通した教養教育を実現するため学部横断型の組織として「全学教務委員会」が設置され、人間形成に共通した教育が組織的になされている。

各学部は基本的な意思決定機関として教授会を設置し、教育・研究に関する問題を解決しているが、教学に関する全学的な問題については、最高意思決定機関として理事長、学長、各学部の代表者、研究科長、事務局代表者などを構成メンバーとする「部長会」が設置され、意思決定がなされている。また、「学生委員会」「就職委員会」「IT 化委員会」「留学生総合支援局」などが設置され、さまざまな問題の解決に取組んでおり、学部間はもちろん学内組織の連携が図られている。

【優れた点】

・附属研究所の「総合研究所」の5つの研究班の中に「地域問題研究班」と「雪国環境研究班」が設置されていることや「青森大学自然学校」が設置されていることは、青森を中心とする周辺地域に貢献する大学の姿勢が強く示されており、高く評価できる。

基準3. 教育課程

【判定】

基準3を満たしている。

【判定理由】

大学の基本理念にある「青森の豊かな自然」を生かした教育として植林、田植え、野菜の収穫など自然と触れる体験学習を含む内容がカリキュラムに盛込まれ、少人数教育と担任制、資格取得教育など、概ね大学の理念及び学則に記載されている各学部・学科単位の教育目的に沿った教育課程が編成されている。

教職課程について、経営学部では、保健体育の教員免許(一種)状の取得を可能にする工夫をしている。履修登録単位数の上限設定、進級要件単位数の設定が不備の学部・学科があるので、早急に整備することが望まれる。携帯電話を利用した授業の出席、履修登録、授業評価アンケートの集計を行う管理システムが構築されている。授業評価アンケートについては回答率の極端に低い科目が見受けられ、回答率向上の必要はあるが、授業評価を反映した授業改善がスピーディにできる体制が整備され、実際に授業改善に効果をあげている。

【優れた点】

・携帯電話による学生管理システム、授業評価システムが構築され、授業評価による授業 改善がスムーズに行われていることは評価できる。

基準4. 学生

【判定】

基準4を満たしている。

【判定理由】

アドミッションポリシーが大学のホームページや各学部・大学院の入学試験ガイドに示され、入学試験が適切に行われている。しかし全学的に過去5年間の入学者数が定員を満たしていない状況であり、定員確保のため適切な対策が望まれる。

学習支援については、入学前教育の実施や「習熟度別クラス」編成、更に、読み・書き・ソロバン(数的処理)など基礎学力の向上を目指した教育がなされている。学生の授業アンケートの結果を教員が即時に学生指導や教員の授業改善に役立たせ得る体制やオフィスアワー制度など、学生が相談しやすい環境が整えられている。更に、学習支援に関する教員組織と事務組織が相互に連携し、適切に機能している。

学生に対する経済的支援は、「経済特待生」などさまざまな奨学金支給支援がなされ、部活動関係も活動費の配分を行うなど組織的な支援を行っている。学生の心的支援は、担任制やオフィスアワー、学生相談室などで対応しているが、常時専門的立場からの助言や学生のプライバシー保護がなされるよう、体制の整備が望まれる。

就職支援については、「就職支援室」を設置し、就職状況の定期的発信など、学生の就職相談に対応するサービスがなされている。また、「職業と人生講座」などの各種講座開講やインターンシップ制度によりキャリア形成教育がなされている。留学生に対しては、「留学生総合支援局」を設置し、留学生の学習支援、生活支援、就職支援が組織的になされている。

【優れた点】

- ・スポーツ特待生などに対する奨学金支給支援が充実していることは評価できる。
- ・留学生は中国からの留学生が大半を占める状況にかんがみて、中国国籍の卒業生を専任 の職員として採用し、留学生の相談に応じるなど留学生支援が充実していることは評価 できる。

【参考意見】

・過去 5 年間の各学部の入学定員充足率、特に社会学部社会学科の定員充足率が低いので、 対策をより強化して定員を確保することが望まれる。

基準5. 教員

【判定】

基準5を満たしている。

【判定理由】

大学設置基準に規定されている学部・学科・大学院に必要な専任教員数及び教授数を満たしている。多少高齢化の傾向はあるが、教員年齢層が大きく偏ってはいない。薬学部において必要な実務家教員も配置されている。

教員採用に当たっては、学部長、学部次長、学科長、学部教務委員長などで教員補充が必要な専門分野などを協議し「教員候補選考委員会」「資格審査委員会」を経て、学長が教授会に提案する体制をとっている。学部によって教員の教育担当時間数に偏りがあるので、TA(Teaching Assistant)制度を整備して活用することが望ましい。授業評価アンケートの結果を共有するなど「教員研修会」を開催して教員の資質向上に努めているが、FD(Faculty Development)活動を全学的な体制として整備することが望まれる。教員の業績公表や教育研究活動の評価のための取組みが行われ、教員の教育研究活動の活性化を図っている。

基準6. 職員

【判定】

基準6を満たしている。

【判定理由】

大学の事務組織については、「学校法人青森山田学園組織事務分掌規程」に定められ業務が適切に運営されている。それぞれの業務を円滑に行うための専門的能力と適性を有する人材が適切に配置されている。職員の採用・異動に関しては「学校法人青森山田学園就業規則」で明らかにされている。採用・昇任・異動についての方針は理事長、事務総局長、事務局長により合議され、理事長が最終的に決定している。職員の評価制度導入については未整備である。

職員の資質・能力の向上のための取組みについては、大学の職員に対して年1回1泊2 日の研修や毎年2回行われる教員研修会に大学の職員も出席して教育上の情報を共有している。今後は、研修制度の更なる整備や内容を充実させる組織的な取組みを期待する。

教育研究支援のための取組みについては、留学生支援課に中国人職員 2 名が配置され、中国人留学生を支援している。また、学内で行われる研究会や学会開催時における、大学職員の献身的な協力体制が教員からも評価されており、教育研究支援のための事務体制は構築されている。

基準7. 管理運営

【判定】

基準7を満たしていない。

【判定理由】

法人の管理運営は「学校法人青森山田学園寄附行為」に基づき、理事会及び評議員会で行う体制が整備されており、法人部門の意思決定機関として理事会、諮問機関として評議員会、内部監査を担当する監事を配置し、寄附行為により管理運営を行っている。

管理部門と教学部門との実質的な連携機関である学長主宰の「部長会」は毎月(8月を除く)1回開催され、これには理事長が出席し、理事者側と教学側の意思疎通が図られている。

自己点検・評価は、「自己点検・評価委員会」を組織して平成 11(1999)年と 14(2002)年 に行われ、その結果は自己点検・評価報告書として、学内外に公表されている。新たに「青森大学自己点検・評価委員会規程」が設けられ、自己点検・評価の仕組みは構築されている。

また、基本財産である土地の処分、民間企業に対する貸付など、予算外の新たな義務の 負担又は権利の放棄などの寄附行為に定める重要事項については、理事会及び評議員会に おいて個別に審議されていない。また、ほぼ毎年度に行われている土地売却については、 学校教育法施行規則第 2 条に準拠して、所管庁への報告義務を果たす必要がある。更に、 監事は、これらの不適切な学園の運営について意見しておらず、適正にその職責を尽くし ているとはいえない。

以上のことから、学校法人青森山田学園の管理運営体制が適切に機能しているとは認められない。

【改善を要する点】

- ・貸付金や未収入金及び基本財産である土地の処分など、学校教育法施行規則第及び予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄などの重要事項について、寄附行為などの規定にも関わらず、理事会及び評議員会で報告事項や事業計画案として取扱われ、個別の審議を経ることなく処理されていることは、改善が必要である。
- ・監事は、毎年予算と決算とがかい離しており、学校教育法施行規則に準拠した運営が行われていないことや、土地の売却などがほぼ毎年度行われている基本財産の処分について、理事会及び評議員会の不適切な審議に対して、適切な監査を行うよう改善が必要である。

基準8. 財務

【判定】

基準8を満たしていない。

【判定理由】

財務情報は、大学のホームページ上で、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表 が掲載されている。

外部資金を導入する努力は、科学研究費補助金及び各種研究助成金を獲得することを主体に行われているが、私立大学等経常費補助金は逓減傾向にあることから、外部資金を増やすため積極的かつ組織的な取組みを期待する。

大学部門の収支は、収容定員割れの常態化、退学者の増加、毎期多額に発生している学生生徒等納付金収入の徴収不能などにより、帰属収支差額は縮小傾向にあるものの収入と支出のバランスはとれている。一方で、法人は、研究費の削減、65歳以上の教員給与を半

減するなど節減に努めてはいるものの、依然として厳しい状況にあり、適正な計算書類に 基づいた経営の評価を行い、財務の安定化に努める必要がある。

法人の財政は、資金不足による借入金返済を優先したため前受金・預り金保有率は低下し、多額の未払金も生じている。短期資金は、金融機関以外から調達されており、その金額も多額であり、保有不動産の担保余力も低下していることから、今後の安定的な財政運営の観点から経過を注視する必要がある。

【改善を要する点】

- ・入学者の減少に伴い、学生生徒等納付金収入は、過去5年以上にわたり毎年減少している。大学運営安定化の基盤である学生確保について、対策をより強化し、大学運営の安定化を図るよう改善を要する。
- ・学校法人会計基準に則した資産の売却、基本金の組入れ及び退職金団体からの交付金などの会計処理については、適正とはいえないので改善を要する。

基準9. 教育研究環境

【判定】

基準9を満たしている。

【判定理由】

校地、校舎面積は設置基準を上回っており、講義室、演習室、図書館、情報サービス施設、体育施設、研究室など教育目的を達成するために必要な各種施設やシステムが整備され、かつ、有効に活用されている。特に、IT 関連施設は十分に整備されている。

防災管理や防犯管理については、「学校の安全マニュアル」が作成され、それに基づいた 管理体制や専門の業者への管理依頼など対策が整えられている。建物のバリアフリー化に ついては一部なされているが、今後全体的に拡充することが望まれる。また、老朽化した 建物に対する耐震検査や耐震工事については、計画はなされているが、早い時期に耐震計 画を充実させ、それに基づいた耐震工事の実施が望まれる。

教育・研究環境については、自習室、IT施設の充実や学生のための談話室の設置など全体的に整備されている。大学敷地内は全面禁煙とし、学生・教職員の健康に対し配慮した、教育・研究環境が整備されている。

【参考意見】

・耐震化、バリアフリー化が未整備な施設については、既に作成されている整備改修計画 に基づき着実に実施し、安全性の確保に努めることが望まれる。

基準10. 社会連携

【判定】

基準10を満たしている。

【判定理由】

社会人を対象とした「青森大学自然学校」を開設して自然環境を解説できる人材を養成している。また「生涯学習講座(青森大学オープンカレッジ)」や「公開講演会」を積極的に開設している。更に、体育施設などの地域への開放のみならず、「介護技術講習会」や「東北地区認定実務実習薬剤師養成ワークショップ」など他団体が主催するものにも施設の貸与と教職員の協力を行っている。このように大学の基本理念に沿って、大学が有する物的・人的資源を社会に提供する努力が認められる。

また、地元団体・企業との「青森デジタルアーカイブ」、他大学との「大学コンソーシアム青森」など、企業や他大学との連携がなされている。特に、ソフトウェア情報学部の「青森デジタルアーカイブ」プロジェクトは、平成 21(2009)年には総務省の SCOPE (戦略的情報通信研究開発推進制度) に採択されるなど、高い評価を受けている。

更に、出張講義や自治体への委員派遣、「ねぶた祭り」をはじめとする地元のイベントへ の積極的な参画など、地域社会との協力関係も構築されている。

【優れた点】

- ・「青森大学自然学校」や「生涯学習講座(青森大学オープンカレッジ)」などの積極的な 開設や体育施設などの開放など、大学の物的・人的資源を地域社会に提供している点は 高く評価できる。
- ・地元団体・企業との「青森デジタルアーカイブ」など、企業や他大学との連携がなされていることは評価できる。

基準11. 社会的責務

【判定】

基準11を満たしている。

【判定理由】

倫理規程、危機管理規程については、大学が発展する過程で必要に応じて定めてきた。「青森大学セクシュアル・ハラスメント防止対策規程」「青森大学組替え DNA 実験安全管理規程」「動物実験指針」「公益通報者の保護」「利益相反マネジメントポリシー」などの規程は整備されているものの、社会的機関としての組織倫理の確立、法令遵守の体制、個人情報保護に関する大学としての取組みが遅れており、「個人情報保護に関する規程」などの整備が望まれる。

全学的な防災訓練は行われていない。危機管理マニュアルについても、マニュアルはあるが、十分とはいえず、平成 23(2011)年度に総合的な対応マニュアルの作成が予定されており、社会的責務を負う機関としての取組みや、規程を整備している最中である。着任時の教職員研修会をはじめ、年度頭初、全教職員に「就業規則」を配付し、法令遵守を含めた説明を実施している。

「青森大学・短期大学紀要」「青森大学・短期大学ニュース」を発行し、研究成果、発表

論文、学会活動について積極的に公表している。また、大学オープンカレッジ(生涯学習 講座)など、青森県内のみならず、近隣他県にも広報活動を積極的に展開している。

【参考意見】

・地震や火災の際の避難訓練を実施することが望まれる。